

石教給第38号

令和5年11月10日

石狩市学校給食センター運営委員会

委員長 青山 司 様

石狩市教育委員会

教育長 佐々木 隆 哉

学校給食費の適正な水準について（諮問）

下記の事項について、石狩市学校給食センター条例第8条第2項の規定に基づき、諮問いたします。

記

諮問事項 学校給食費の適正な水準について

諮問理由

本市の学校給食費は、令和3年11月22日に貴委員会より答申を頂き、令和4年4月1日に現行の一食単価に改定致しました。

この改定は、11年以上同一としていた学校給食費単価を食材費の高騰等の要因により値上げするものであり、また、以降の学校給食費単価についてはこの答申の付帯意見を踏まえ、改定後2年を目途に改定を検討するものであります。

この改定以降、世界的な社会情勢の動きや気象変動などによる資源価格の高騰や円安の進行により、様々な物価が急激に高騰する傾向となっております。

このような中、令和4年度及び令和5年度には、国の物価高騰対策の交付金を活用し、また、食材の選定や献立の工夫など可能な限り努力を行い、学校給食実施基

準に準じた給食を提供してきております。

今後においてもこの傾向が続くことが想定され、現状の学校給食費単価では安定した充足率及び食品構成の維持、安心・安全な給食提供の継続が難しい状況となっております。

このことから、小学1年生から中学3年生まですべての区分において、物価上昇に対応した、学校給食費の適正な水準についてご審議頂きたく、貴委員会に諮問するものです。

令和5年12月15日

石狩市教育委員会

教育長 佐々木 隆哉 様

石狩市学校給食センター運営委員会

委員長 青山 司

学校給食費の適正な水準について（答申）

令和5年11月10日付け石教給第38号で諮問されたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

（答申）

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。

令和4年の学校給食費単価の改定以降、世界的な社会情勢や気象変動、また、それらに起因する資源価格の高騰などにより、様々な物価が急激に上昇する傾向となっております。このような状況に対応すべく、石狩市では、国の交付金の活用はもとより、食材の選定や献立の工夫など可能な限り努力を行っておりますが、今後においてもこの傾向が続くことが想定され、現行の学校給食費単価では安定した栄養充足率及び食品構成の維持、安全な給食提供、また、食育の推進が難しい状況であることが明らかとなっております。

一方、このような社会情勢の中、保護者の経済的負担は、可能な限り抑制する必要があります。

これらのことを踏まえ、本委員会において学校給食の果たすべき役割について多角的な視点から審議を行った結果、保護者の経済的負担を考慮しつつも、安全で栄養価の充足を見据えた学校給食費は、次のように、諮問資料にあります変化率に基づく推測数値のうち、令和5年の実績に基づく値が適正な水準であるものと判断致します。

学校給食費の適正な水準

(1) 小学校及び義務教育学校前期課程

区分	単価	
	適正な水準	現行
1年生	287円	253円
2年生		
3年生	295円	260円
4年生		
5年生	302円	266円
6年生		

(2) 中学校及び義務教育学校後期課程

区分	単価	
	適正な水準	現行
1年生（7年生）	370円	326円
2年生（8年生）		
3年生（9年生）		

なお、学校給食費の適正な水準に基づく、学校給食費単価の設定等について、次のとおり付言致します。

- ・給食費単価の改定等にかかる保護者等への周知は、十分な期間をもってできるだけ丁寧に行うこと。施行は令和6年4月1日以降が望ましい。
- ・国の交付金の活用等、引き続き保護者の経済的負担を考慮すること。
- ・今後の学校給食費の適正な水準の検討について、近年のような物価上昇が続く場合は、最低1年に1回は本委員会において議論を行うこと。